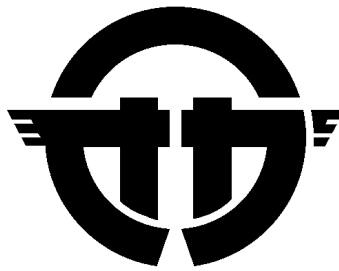


本 文

男鹿市国土強靱化地域計画



平成29年3月
秋田県男鹿市

【 目 次 】

第1章 男鹿市国土強靱化の基本的考え方	
1 計画策定の目的	1
2 計画策定の趣旨及び位置付け	1
3 計画の策定手順等	1
4 基本目標	2
5 事前に備えるべき目標	3
6 基本的な方針	3
(1) 男鹿市国土強靱化の取組姿勢	3
(2) 適切な施策の組み合わせ	4
(3) 効率的な施策の推進	4
(4) 地域の特性に応じた施策の推進	4
第2章 脆弱性評価	
1 評価の枠組み及び手順	5
(1) 想定するリスク	5
(2) 起きてはならない最悪の事態	5
(3) 施策分野	9
(4) 評価の実施手順	9
2 評価結果のポイント	12
第3章 男鹿市国土強靱化の推進方針	
1 起きてはならない最悪の事態を 回避するための推進方針	17
2 施策分野ごとの推進方針	25
第4章 計画の推進・進捗管理	
1 施策の重点化	32
2 重点施策の選定	32
3 推進体制と不断の見直し	44

(参考)

起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果 別紙1

起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針 別紙2

第1章 男鹿市国土強靱化の基本的考え方

1 計画策定の目的

災害が発生する度に甚大な損害を受け、その都度、長時間かけて復旧・復興を図るといった「事後対策」の繰り返しを避け、大規模自然災害等の様々な危機を直視して、平時からそれらに対する備えを行う地域づくりを推進するものです。

2 計画策定の趣旨及び位置付け

平成25年12月、「強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（以下「基本法」という。）」が公布・施行され、国においては、基本法に基づき、平成26年6月、「国土強靱化基本計画（以下「基本計画」という。）」が策定されました。

基本法の趣旨として前文に「今すぐにでも発生し得る大規模自然災害等に備えて早急に事前防災及び減災に係る施策を進めるためには、大規模自然災害等に対する脆弱性を評価し、優先順位を定め、事前に的確な施策を実施して大規模自然災害等に強い国土及び地域を作るとともに、自らの生命及び生活を守ることができるよう地域住民の力を向上させることが必要である。」とあります。

また、同法第4条において、地方公共団体は、「国土強靱化に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を総合的かつ計画的に策定し、及び実施する責務を有する。」と規定されています。

本計画は、基本法の理念を踏まえて、「いかなる大規模自然災害が発生しても、人命の保護が最大限図られる」、「地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される」、「市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される」、「迅速に復旧復興がなされる」等の基本目標のもと、同法第13条に定める「国土強靱化地域計画」として策定したものであり、本市における防災・減災等に関する施策を計画的に推進するための指針となるものです。

3 計画の策定手順等

基本法第14条では、「国土強靱化地域計画は、国土強靱化基本計画との調和が保たれたものでなければならない。」とされており、策定にあたっては、国が定めた「国土強靱化地域計画策定ガイドライン」の策定手順にもとづき作成するものです。

【策定手順】

STEP 1	【地域を強靱化する上での目標の明確化】 地域を強靱化する上での①「基本目標」及び②「地域を強靱化する上での事前に備えるべき目標」を設定
STEP 2	【リスクシナリオ（最悪の事態）、強靱化施策分野の設定】 本市の①「リスク」（大規模自然災害）と②「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）、③強靱化「施策分野」を設定
STEP 3	【脆弱性の分析・評価、課題の検討】 本市の「リスク」（大規模自然災害）を前提として、「リスクシナリオ」（起きてはならない最悪の事態）ごとに各施策の脆弱性を分析・評価
STEP 4	【リスクへの対応方策の検討】 「起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針」の検討
STEP 5	【対応方策について重点化・優先順位付け】 「推進方針」について、重要性、進捗状況等を踏まえ重点施策を選定

4 基本目標【STEP 1-①】

復旧・復興に長期間を要する「事後対策」の繰り返しを避け、強靱な市域と社会経済システムを構築し、次世代へ継承することが、本市の将来を描く上で極めて重要です。このため、男鹿市における強靱化を推進する上での「基本目標」を、国の基本計画及び県の地域計画を踏まえ、次のとおり設定するものです。

いかなる事態が発生しても、

- ① 人命の保護が最大限図られる
 - ② 地域社会の重要な機能が致命的な障害を受けず維持される
 - ③ 市民の財産及び公共施設に係る被害が最小化される
 - ④ 迅速に復旧復興がなされる
- 併せて、本計画の推進を通じて
- ⑤ 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化等に資する

5 事前に備えるべき目標【STEP1-②】

男鹿市における強靱化を推進する上での事前に備えるべき目標を、国土強靱化基本計画をもとに、次のとおり設定するものです。

いかなる事態が発生しても、

- ① 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる
- ② 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる
- ③ 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する
- ④ 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る
- ⑤ 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない
- ⑥ 制御不能な二次災害を発生させない
- ⑦ 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

6 基本的な方針

本市では、平成2年9月の台風19号や平成25年9月の台風18号では大きな被害が発生しており、今後、全国各地で発生しているような大規模な風水害が発生することが懸念されています。

また、秋田県沖を震源とする大地震の発生による津波の被害を考えると、半島地形で三方が海に面している本市への影響は多大であると想定されます。

これらのことから「事後対策」の繰り返しを避け、大規模な自然災害等の様々な危機を直視して、平時から大規模自然災害等に対する備えを行う地域づくりを次の方針に基づき推進するものです。

(1) 男鹿市国土強靱化の取組姿勢

- ① 従来の狭い意味での「防災」の範囲を超えて、あらゆる側面から現状を分析し、取組にあたる。
- ② 短期的な視点によらず、長期的な視点をもって取組にあたる。
- ③ 大局的・システム的な視点、限られた財源の最適化の視点を持ち、適正な制度、規制の在り方を見据えながら取組にあたる。

(2) 適切な施策の組み合わせ

- ① 災害リスクや地域の状況等に応じて、防災施設の整備、施設の耐震化、代替施設の確保等のハード対策と訓練・防災教育等のソフト対策を適切に組み合わせる。
- ② 「自助」、「共助」、「公助」の適切な組み合わせ、行政と民間の適切な連携と役割分担を考慮する。
- ③ 非常時に防災・減災等の効果を発揮するのみならず、平時にも有効に活用される対策となるよう工夫する。

(3) 効率的な施策の推進

- ① 行政に対する市民ニーズの変化、社会資本の老朽化等を踏まえるとともに、市の財政状況や施策の継続性に配慮して、施策の重点化を図る。
- ② 既存の社会資本を有効活用すること等により、費用を縮減しつつ効率的に施策を推進する。
- ③ 施設等の効率的かつ効果的な維持管理に資する。
- ④ 人命最優先の観点から、関係者の合意形成を図りつつ、土地の合理的利用を促進する。

(4) 地域の特性に応じた施策の推進

- ① 地域の活性化や地域コミュニティの機能強化に関する視点を持つとともに、各地域において強靱化を推進する担い手が適切に活動できる環境整備に努める。
- ② 女性、高齢者、子ども、障害者、外国人、観光客等に十分配慮して施策を講じる。
- ③ 国定公園を有する地域の特性に応じて、自然との共生、環境との調和及び景観の維持に配慮する。

第2章 脆弱性評価

1 評価の枠組み及び手順

国土強靱化に関する施策を効果的・効率的に実施するためには、本市の脆弱性を総合的に検討することが必要不可欠であります。

このため、本市が直面する大規模自然災害等の様々なリスクを踏まえ、仮に起きれば致命的な影響が生じると考えられる「起きてはならない最悪の事態」を想定し、その事態を回避するために、現状で何が不足しているか、弱点となっているか等を明らかにするため、次の枠組み及び手順により脆弱性評価を行いました。

(1) 想定するリスク【STEP2-①】

市民生活・市民経済に影響を及ぼすリスクとしては、自然災害の他に、テロ等も含めたあらゆる事態が想定され得ますが、本計画においては、国の基本計画、県の地域計画と同様市内に起こりうる大規模自然災害全般を想定して評価を実施しました。

市内に起こり得る具体的な災害としては、日本海沖で発生する大規模地震・津波、陸域の活断層による内陸直下型地震、特別警報レベルの大雨及び大規模な土砂災害、特別警報レベルの大雪等が考えられます。

また本市においては、津波の浸水だけではなく、傾斜地やがけ下に近接した住宅が多く見られ、積雪寒冷地でもあることから、土砂災害、雪害の恐れが高く、建物等の倒壊や道路の閉塞・寸断、孤立地区の発生が想定され、また、土砂災害は地震や水害とともに生じる（複合的に発生する）可能性があります。

特に海岸線が複雑な半島地形の特殊性から、国道101号をはじめとした幹線道路や船越水道・西部承水路に架かる橋、港湾施設の被災により往来が遮断され、市全体が孤立化し、発災直後には人の移動や物資の供給に大きな支障を来すことに加え、近年の気象変動の影響で海岸付近では高潮による被害のリスクがあります。

一方で人口減少・少子高齢化、社会資本の老朽化（耐震化の遅れ）の社会的リスクもあり、災害リスクと複合化することで、被害をさらに拡大させる可能性があります。

このため、分野横断的にハード・ソフトの両面から市全体を強靱化する必要があります。

(2) 起きてはならない最悪の事態【STEP2-②】

脆弱性評価は、起きてはならない最悪の事態を想定した上で行う（基本法第17条第3項）とされており、国の基本計画、県の地域計画を参考に、三方が海に面した半島地形、また積雪寒冷地である本市の地域特性等を考慮して、次表のとおり、7つの「事前に備えるべき目標」ごとに、その妨げとなるものとして29の「起きてはならない最悪の事態」をガイドラインから選び出し本市が抱えるリスクに対応できるよう記述等を修正し、設定をしました。

【地震・津波】

秋田県地震被害想定調査（本市における被害想定）

海域A+B+C三連動地震（M8.7、最大震度7）

- ・死者数 最大3,264人 負傷者数 最大4,639人
- ・建物被害 全壊9,116棟 半壊8,429棟
- ・停電世帯数 最大10,769世帯
- ・断水人口 18,175人

（過去の大規模地震）

男鹿地震 (M6.8)	1939年5月1日 (昭和14年)	死者28人、負傷者127人 住家の全壊 565戸 住家の半壊1,089戸
日本海中部地震 (M7.7)	1983年5月26日 (昭和58年)	死者23名、重傷者2名 住宅の全壊 217戸 住宅の半壊 452戸

【特別警報レベルの大雨・大雪】

特別警報基準

(大雨) 台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合

(大雪) 数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合

(最近の主な大雨被害)

平成19年9月17日 ～18日	市全域	住家の床上浸水1戸・床下7戸 道路・河川・農作物被害ほか
平成25年9月16日 ～17日 台風第18号	市全域	真山ため池決壊ほか

(最近の主な大雪被害)

平成18年豪雪	市全域	住家一部損壊24戸 ビニールハウスの全壊などの 農業施設被害ほか
---------	-----	--

【「事前に備えるべき目標」と「起きてはならない最悪の事態」】

事前に備えるべき目標	起きてはならない最悪の事態
1 大規模自然災害が発生したときでも人命の保護が最大限図られる	1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生
	1-2 大規模津波等による死傷者の発生
	1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水
	1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生
	1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生
	1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
	1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生
2 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる	2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止
	2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生
	2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞
	2-4 多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足
	2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺
	2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生
3 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する	3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下
4 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフラインや情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る	4-1 国道101号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態
	4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止
	4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止
	4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止
	4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発
	4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止
5 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない	5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞
	5-2 石油コンビナート等、大規模商業施設の損壊、火災、爆発等
	5-3 農業、漁業の停滞
	5-4 商工業、観光等の産業の停滞
6 制御不能な二次災害を発生させない	6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生
	6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大
	6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等による影響
7 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する	7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態
	7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

(3) 施策分野【STEP 2-③】

脆弱性評価は、国土強靱化に関する施策の分野ごとに行う（基本法第17条第4項）とされており、本市の「起きてはならない最悪の事態」を回避するために必要な施策の分野として、国土強靱化基本計画に定める12の個別政策分野及び3つの横断分野を参考に、次の6つの個別施策分野と2つの横断的分野を設定しました。

【個別施策分野】

- ① 行政機能等
- ② インフラ・住環境
- ③ 保健医療・福祉
- ④ 産業・エネルギー・情報通信
- ⑤ 国土保全・交通・物流
- ⑥ 農林水産・環境

【横断的分野】

- ⑦ 地域づくり・リスクコミュニケーション
- ⑧ 老朽化対策

(4) 評価の実施手順

「起きてはならない最悪の事態」を回避するため、現在実施している施策の現状を整理し、それぞれの達成度や進捗、課題等を整理し、中長期的視点も入れながら現行の施策の脆弱性を総合的に分析・評価しました。

この際、定量的な評価が可能なものについては、数値データを収集し指標化しました。

なお、本市の「起きてはならない最悪の事態」に具体性を持たせるため、さらに最悪の事態を誘引する具体的な「想定」を設定した上で、各施策の脆弱性評価結果を整理しました。

【「起きてはならない最悪の事態」を誘引する具体的な「想定」】

起きてはならない最悪の事態	具体的な「想定」
1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊 ○家具類の転倒 ○住宅火災に気づかない
1-2 大規模津波等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○堤防や護岸等のインフラが被害を受ける ○津波到達までに逃げ切れない
1-3 集中豪雨や高潮等による広域かつ長期的な市街地等の浸水	<ul style="list-style-type: none"> ○河川堤防など構造物の損傷 ○浸水地域に要救助者が取り残される
1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○土石流・崖崩れ・地すべりに巻き込まれる
1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○道路が雪で交通不能になる ○雪下ろしによる死傷者が多数発生する
1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○関係機関の情報が途絶した ○被災現場の情報が届かない ○住民へ情報伝達ができない
1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難の遅れによる死傷者の発生
2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する ○救援物資が届かない
2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○孤立地区の被害状況を把握できない ○孤立状態が解消できない
2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失 ○応急活動を行う人員が不足する
2-4 多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足	<ul style="list-style-type: none"> ○被災者が避難所の場所を把握していない ○災害発生直後に帰宅困難者が多数発生する ○避難所が被災して使用できない ○避難所外への避難者が多数発生する
2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺	<ul style="list-style-type: none"> ○医療施設が機能を喪失する ○医薬品等を確保できない ○被災地での医療救護活動が滞る
2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生	<ul style="list-style-type: none"> ○避難所で感染症が集団発生する ○被災地の衛生環境が悪化する

3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下	<ul style="list-style-type: none"> ○業務が継続できない ○市庁舎の機能が喪失する
4-1 地域交通ネットワークが分断する事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における道路網の寸断 ○港湾施設機能の停止 ○鉄道施設機能の停止
4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止	<ul style="list-style-type: none"> ○大規模かつ長期にわたる停電 ○石油類燃料が確保できない ○長期にわたるガスの供給機能の停止
4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○上水道機能の停止
4-4 污水处理施設等の長期間にわたる機能停止	<ul style="list-style-type: none"> ○下水道施設機能の停止 ○農業集落排水施設機能の停止 ○漁業集落排水施設機能の停止 ○し尿処理施設機能の停止 ○廃棄物処理施設機能の停止
4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発	<ul style="list-style-type: none"> ○信号機の全面停止
4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止	<ul style="list-style-type: none"> ○長期にわたる電話、携帯電話の通信停止
5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○市内の企業活動が停止する
5-2 石油コンビナート等、大規模商業施設の損壊、火災、爆発等	<ul style="list-style-type: none"> ○石油コンビナートの損壊、火災、爆発等 ○大規模商業施設等の損壊、火災、爆発等
5-3 農業、漁業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○農業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する ○漁業施設の倒壊等により、長期にわたって生産活動が停滞する
5-4 商工業、観光等の産業の停滞	<ul style="list-style-type: none"> ○地域経済が停滞し、地域の活力が失われる ○観光地としてのイメージがダウンし、観光客の回復時期が遅れる
6-1 ため池、ダム、防災施設等の損壊・機能不全による二次災害の発生	<ul style="list-style-type: none"> ○防災施設の損壊等 ○ため池の決壊等
6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大	<ul style="list-style-type: none"> ○農地・森林等の荒廃による防災機能の低下
6-3 有害物質の大規模拡散	<ul style="list-style-type: none"> ○油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害
7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時に建設事業者の協力が得られない ○ボランティアの受け入れが円滑に進まない
7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態	<ul style="list-style-type: none"> ○災害時における地域コミュニティ機能の減退

2 評価結果のポイント【STEP3】

「起きてはならない最悪の事態ごとの脆弱性評価結果」を別紙1に整理しました。これらの評価結果のポイントは、次のとおりです。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 「大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生」等を回避するため、住宅や公共特定建築物※等の耐震化を促進する必要があります。

※特定建築物：「建築物の耐震化の促進に関する法律」第14条第1号第2号による建築物

最悪の事態1-2 「大規模津波等による死傷者の発生」を回避するため、堤防等の耐震化や河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策等を推進する必要があります。また、津波ハザードマップ周知や津波避難計画の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1-3 「集中豪雨等による長期的な市街地等の浸水」を回避するため、河川改修等の治水対策等を行う必要があります。

最悪の事態1-4 土砂災害等による死傷者の発生を回避するため、土砂災害警戒区域の指定促進のほか、土砂災害ハザードマップや避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定を促進する必要があります。

最悪の事態1-5 「暴風雪及び豪雪による死傷者の発生」を回避するため、計画的な道路除雪等により冬期の交通確保を図る必要があるほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発の必要があります。

最悪の事態1-6 「情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、「秋田県総合防災情報システム」を活用した迅速・確実な情報伝達体制を強化する必要があるほか、防災行政無線や登録制メールなど複数の住民向け情報伝達手段の整備を促進する必要があります。

最悪の事態1-7 「防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生」を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図る必要があります。

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 「被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止」を回避するため、県と連携をし、共同備蓄品目の計画的な整備を促進する必要があります。

また、民間事業者等との物資調達協定の締結や、災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を進める必要があります。

最悪の事態 2-2 「多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生」を回避するため、道路や河川改修等のほか、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を促進する必要があります。

最悪の事態 2-3 「消防等の被災等による救助・救急活動の停滞」を回避するため、消防本部等における機能維持の必要があります。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、広報活動を行う必要があります。

最悪の事態 2-4 「多数の帰宅困難者等の発生や観光客の避難に伴う避難所等の不足」を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所の指定を行う必要があるほか、車中泊など避難所以外への避難者の把握方法など対応策の周知を図る必要があります。

最悪の事態 2-5 「医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺」を回避するため、災害医療コーディネーターやDMAT（災害派遣医療チーム）の配置など、災害時の医療救護活動を迅速かつ効果的に行うための体制の整備を図る必要があります。

最悪の事態 2-6 「被災地における疫病・感染症等の大規模発生」を防ぐため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を進める必要があります。

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するため、BCP（業務継続計画）の策定の必要があります。

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 「国道 101 号、県道男鹿半島線等の幹線道路をはじめとした地域交通ネットワークが分断する事態」を回避するため、幹線道路、港湾、鉄道等の施設について、計画的な整備や老朽化対策を進める必要があります。

最悪の事態 4-2 「電気、石油、ガスの供給機能の停止」を回避するため、各ライフライン事業者等との連携により関連施設の耐震化等を促進するほか、石油類燃料については、業界団体等との協定に基づく協力体制を強化する必要があります。

最悪の事態 4-3 「上水道等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、施設の老朽化対策と併せて、計画的な耐震化を促進する必要があります。

最悪の事態 4-4 「汚水処理施設等の長期間にわたる機能停止」を回避するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策、合併浄化槽の整備促進のほか、し尿処理施設の耐震化の必要があります。

最悪の事態 4-5 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するため、信号機電源付加装置の整備の促進の必要があります。

最悪の事態 4-6 「電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止」を回避するため、通信施設の耐震化などの促進の必要があります。

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

最悪の事態 5-1 「サプライチェーンの寸断による経済活動の停滞」を防ぐため、市内企業BCPの策定を促進します。

最悪の事態 5-2 「石油コンビナート等・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するため、防災計画の見直しや災害の未然防止と拡大防止を目的とした防災訓練の必要があります。

最悪の事態 5-3 「農業、漁業の停滞」を回避するため、農林水産業生産基盤の整備・強化や物流インフラの整備・強化の必要があります。

最悪の事態 5-4 「商工業、観光等の産業の停滞」を回避するため、商工会、観光協会など関係団体との連携や宿泊施設の耐震化の促進の必要があります。

目標 6. 制御不能な二次災害を発生させない

最悪の事態 6-1 「ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生」を回避するため、防災重点ため池のハザードマップ作成や各施設の老朽化対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6-2 「農地・森林等の荒廃による被害の拡大」を回避するため、農地・農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進する必要があります。

最悪の事態 6-3 「有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等」を回避するため、国及び県の関係機関と連携し、防除回収や風評被害の最小化の適切な情報発信の必要があります。

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

最悪の事態 7-1 「復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、災害発生時の復旧・復興の担い手となる建設産業従事者の育成・確保の推進や災害ボランティアの受け入れ体制を構築する必要があります。

最悪の事態 7-2 「地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態」を回避するため、活力ある集落づくりの支援や共助組織の立ち上げ支援の必要があります。

第3章 男鹿市国土強靱化の推進方針【STEP4】

第2章における脆弱性評価結果を踏まえ、今後、本市の強靱化に向けて、主に市が取り組むべき、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針及び、「施策分野」ごとの推進方針の概要は次のとおりです。

なお、「起きてはならない最悪の事態」ごとの推進方針の詳細は「別紙2」のとおりです。

1 起きてはならない最悪の事態を回避するための推進方針

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

最悪の事態1-1 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生

「耐震性の低い住宅・建築物が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ①住宅の耐震化
- ②公共特定建築物の耐震化
- ③学校の耐震化
- ④社会福祉施設等の耐震化
- ⑤空き家対策
- ⑥地震発生直後の近隣住民による共助

「家具類の転倒」を回避するための推進方針

- ⑦家具類の固定など室内安全対策の推進

「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針

- ⑧住宅用火災警報器の設置の推進

最悪の事態1-2 大規模津波等による死傷者の発生

「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針

- ①海岸保全施設の整備・管理
- ②堤防等の耐震化の推進
- ③海岸関連施設の老朽化対策

「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針

- ④津波ハザードマップ等の作成・周知
- ⑤津波避難計画の策定

最悪の事態 1-3 集中豪雨等による広域かつ長期的な市街地等の浸水

「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針

- ①河川改修等の治水対策
- ②河川・ダム関連施設の老朽化対策
- ③避難勧告等の判断基準等の策定（高潮災害）

最悪の事態 1-4 大規模な土砂災害等による死傷者の発生

「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針

- ①土砂災害対策施設の整備
- ②砂防関連施設の老朽化対策
- ③土砂災害警戒区域等の指定・公表
- ④土砂災害ハザードマップの作成・周知
- ⑤避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態 1-5 暴風雪及び豪雪による死傷者の発生

「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針

- ①～③道路除雪等による冬期の交通確保

「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針

- ④雪下ろし事故防止対策の推進

最悪の事態 1-6 情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針

- ①関係行政機関等による情報共有体制の強化
- ②秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化

「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針

- ③Jアラート等による情報伝達
- ④市町村における複数の情報伝達手段の整備等
- ⑤秋田県河川砂防情報システムによる情報提供
避難勧告等の発令基準
（再掲） 1-2 津波避難計画の策定
（再掲） 1-3 避難勧告等の判断基準等の策定（高潮災害）
（再掲） 1-4 避難勧告等の判断基準等の策定（土砂災害）

最悪の事態 1-7 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生

「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針

- ①自主防災活動の充実・強化
- ②自主防災アドバイザーの派遣
- ③学校における防災教育の充実

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

最悪の事態 2-1 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止

「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針

- ①共同備蓄物資の計画的な整備等
- ②民間事業者との物資調達協定の締結

「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針

- ③住民・自主防災組織による備蓄の促進
- ④避難所等への備蓄の促進
- ⑤物流事業者との物資輸送・保管協定の締結
- ⑥物資集積拠点の指定
- ⑦物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用
- ⑧国や他都道府県等との連携

最悪の事態 2-2 多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生

「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ①通信手段の確保

「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針

孤立予防対策

- (再掲) 1-3 (河川改修等の治水対策)
- (再掲) 1-4 (土砂災害対策等施設の整備)
- (再掲) 4-1 (道路施設の老朽化対策)
- (再掲) 4-3 (道路施設の防災対策)

- ②道路施設の老朽化対策
- ③道路施設の防災対策
- ④自家発電機など電力の確保
- ⑤緊急物資の備蓄

最悪の事態 2-3 消防等の被災等による救助・救急活動の停滞

「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針

- ① 消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）

「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針

- ② 消防団への加入促進
- ③ 消防団員の技術力の向上
- ④ 津波災害時の団員の安全確保

最悪の事態 2-4 多数の帰宅困難者等の発生に伴う避難所等の不足

「被災者が避難所の場所を把握していない」ことを回避するための推進方針

- ① 指定緊急避難場所、指定避難場所の指定等
- ② 観光客への指定緊急避難場所、指定避難所の周知
- ③ 福祉避難所の指定

「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針

- ④ 学校施設の防災機能強化の推進

「避難所外への避難者を把握できない」ことを回避するための推進方針

- ⑤ 避難所以外の場所に滞在する被災者への支援

最悪の事態 2-5 医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺

「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針

- ① 災害拠点病院の耐震化

「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針

- ② 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備

「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針

- ③ 災害医療コーディネーターの配置

最悪の事態 2-6 被災地における疫病・感染症等の大規模発生

「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針

- ① 市町村の健康危機管理能力の向上
- ② 平時からの感染症予防対策

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

最悪の事態 3-1 行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下

「業務が継続できない」ことを回避するための推進方針

- ①市の業務継続体制の強化

「市庁舎が倒壊する」ことを回避するための推進方針

- ②市庁舎の耐震性の強化
- ③執務環境の整備

「市庁舎が停電する」ことを回避するための推進方針

- ④停電時の行政機能の確保
- ⑤停電対応訓練の実施

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン、情報通信機能等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

最悪の事態 4-1 国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態

「災害時における緊急輸送道路ネットワークの寸断」を回避するための推進方針

- ①幹線道路等の整備
- 再掲 2-2 道路施設の老朽化対策
再掲 2-2 道路施設の防災対策

「港湾機能の停止」を回避するための推進方針

- ②港湾施設の耐震化

「鉄道施設機能の停止」を回避するための推進方針

- ③鉄道施設・設備の強化

最悪の事態 4-2 電気、石油、ガスの供給機能の停止

「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針

- ①（電力施設・設備の強化）

「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針

- ②災害時における石油類燃料の確保（秋田県石油商業協同組合）

「長期にわたるガスの供給機能停止」を回避するための推進方針

- ③ガス施設の耐震化

最悪の事態 4-3 上水道等の長期間にわたる機能停止

「上水道機能の停止」を回避するための推進方針

- ①水道施設の耐震化

最悪の事態 4-4 汚水処理施設、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止

「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針

- ①下水道施設等の耐震化
- ②下水道施設等の老朽化対策

「汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針

- ③合併浄化槽の設置促進

「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ④し尿処理施設等の耐震化

「廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針

- ⑤災害廃棄物の処理対策

4-5 信号機の全面停止等による重大交通事故の多発

「信号機の全面停止」を回避するための推進方針

- ①停電時の信号機減灯対策

4-6 電話、携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止

「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針

- ①電話施設・設備の強化
- ②携帯電話設備の信頼性向上

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

5-1 サプライチェーンの寸断等による経済活動の停滞

「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針

- ①企業における業務継続体制の強化

5-2 石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等

「石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針

- ①石油コンビナート防災計画の見直し
- ②大規模商業施設の防災訓練の実施

5-3 農業、漁業の停滞

「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針

- ①農林水産業生産基盤の耐震化
- ②漁港施設の老朽化対策

5-4 商工業、観光等の産業の停滞

「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針

- ①関係団体との連携
- ②宿泊施設の耐震化

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

6-1 ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生

「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針

- 河川・ダム・海岸・砂防関連施設の老朽化対策
 - (再掲) 1-2 (海岸関連施設の老朽化対策)
 - (再掲) 1-3 (河川・ダム関連施設の老朽化対策)
 - (再掲) 1-4 (砂防関連施設の老朽化対策)

「ため池の決壊等」を回避するための推進方針

- ①ため池ハザードマップの整備
- ②農業用ため池の整備

6-2 農地・森林等の荒廃による被害の拡大

「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針

- ①農業・農村の多面的機能の確保
- ②農地・農業水利施設の保全管理
- ③森林整備の推進
- ④治山対策の推進

6-3 有害物質の大規模拡散・流出及び風評被害等」を回避するため、国及び県の関係機

関と連携し、防除回収や風評被害の最小化の適切な情報発信の必要があります。

「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」を回避するための推進方針

- ①有害・危険物質対応訓練
- ②国内外への情報発信

目標 7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

7-1 復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針

- ①災害対応に不可欠な建設業との連携
- ②建設産業の担い手の育成・確保

「災害ボランティアの受け入れが滞る」ことを回避するための推進方針

- ③災害受援計画の策定

7-2 地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態

「災害時における地域コミュニティの減退」を回避するための推進方針

- ①市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上
- ②自主防災組織の強化

2 施策分野ごとの推進方針

(1) 個別施策分野

1) 行政機能等

行政機能

- 「多数の帰宅困難者等や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足」を回避するための推進方針
 - ・指定緊急避難場所、指定避難所の指定等【2-4①~②】
 - ・福祉避難所の指定【2-4③】
 - ・避難所以外の場所に滞在する被災者への支援【2-4⑤】
- 「行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下」を回避するための推進方針
 - ・市の業務継続体制の強化【3-1①】
 - ・市庁舎の耐震性の強化【3-1②】
 - ・執務環境の整備【3-1③】
 - ・停電時の行政機能の確保【3-1④】
 - ・停電対応訓練の実施【3-1⑤】

情報通信

- 「関係機関の情報が途絶した」ことを回避するための推進方針
 - ・関係行政機関等による情報の共有体制の強化【1-6①】
 - ・秋田県総合防災情報システムによる迅速・確実な情報伝達体制の強化【1-6②】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・Jアラート等による情報伝達【1-6③】
 - ・市町村による複数の情報伝達手段の整備等【1-6④】
 - ・秋田県河川砂防情報システムによる情報提供【1-6⑤】

訓練・普及啓発

- 「避難の遅れによる死傷者の発生」を回避するための推進方針
 - ・地震発生直後の近隣住民による共助【1-1⑥】
 - ・住宅用火災警報器の設置【1-1⑧】
 - ・自主防災活動の充実・強化【1-7①】
 - ・自主防災アドバイザーの派遣【1-7②】
 - ・学校における防災教育の充実【1-7③】
- 「災害ボランティアの受け入れが滞る」を回避するための推進方針
 - ・災害受援計画の策定【7-1③】

警察

- 「信号機の全面停止等による重大交通事故の多発」を回避するための推進方針
 - ・停電時の信号機減灯対策【4-5①】

消 防

- 「消防庁舎の被災等による応急活動機能の喪失」を回避するための推進方針
 - ・ 消防施設の機能維持（耐震化、非常用電源の確保）【2-3①】
- 「応急活動を行う人員が不足する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 消防団員の確保【2-3②】
 - ・ 消防団員の技術力の向上【2-3③】
 - ・ 津波災害時の団員の安全確保【2-3④】

2) インフラ・住環境等

- 「耐震性の低い住宅・建築物等の倒壊」を回避するための推進方針
 - ・ 住宅の耐震化【1-1①】
 - ・ 公共特定建築物の耐震化【1-1②】
 - ・ 学校の耐震化【1-1③】
 - ・ 社会福祉施設等の耐震化【1-1④】
 - ・ 空き家対策【1-1⑤】
- 「家具類の転倒」を回避するための推進方針
 - ・ 家具の固定など室内安全対策の推進【1-1⑦】
- 「住宅火災に気づかない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 住宅用火災警報器の設置【1-1⑧】
- 「雪下ろしによる死傷者が多数発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 雪下ろし事故防止対策の推進【1-5④】
- 「避難所が被災して使用できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 学校施設の防災機能強化の推進【2-4④】
- 「上水道機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・ 水道施設の耐震化【4-3①】
- 「下水道施設等の機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・ 下水道施設等の耐震化【4-4①】
 - ・ 下水道施設等の老朽化対策【4-4②】
- 「汚水処理施設の機能停止」を回避するための推進方針
 - ・ 合併浄化槽の設置促進【4-4③】
- 「災害時における地域コミュニティ機能の減退」を回避するための推進方針
 - ・ 市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上【7-2①】
 - ・ 自主防災組織の強化【7-2②】

3) 保健医療・福祉

- 「医療施設が機能を喪失する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害拠点病院の耐震化【2-5①】
- 「医薬品等を確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における医薬品・医療機器等の供給・確保体制の整備【2-5②】
- 「被災地での医療救護活動が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害医療コーディネーターの配置【2-5③】
- 「避難所で感染症が集団発生する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 市町村の健康危機管理能力の向上【2-6①】
 - ・ 平時からの感染症予防対策【2-6②】

4) 産業・エネルギー・情報通信

- 「大規模かつ長期にわたる停電」を回避するための推進方針
 - ・ 電力施設・設備の強化【4-2①】
- 「石油類燃料が確保できない」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害時における石油類燃料の確保～秋田県石油商業協同組合【4-2②】
- 「ガスの供給機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・ ガス施設の耐震化【4-2③】
- 「長期にわたる電話、携帯電話の通信停止」を回避するための推進方針
 - ・ 電話施設・設備の強化【4-6①】
 - ・ 携帯電話設備の信頼性向上【4-6②】
- 「市内の企業活動が停止する」ことを回避するための推進方針
 - ・ 企業における業務継続体制の強化【5-1①】
- 「石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等」を回避するための推進方針
 - ・ 石油コンビナート防災計画の見直し及び防災訓練【5-2①】
 - ・ 大規模商業施設の防災訓練の実施【5-2②】
- 「地域経済が停滞し、地域の活力が失われる」ことを回避するための推進方針
 - ・ 商工会、観光協会等関係団体との連携【5-4①】
 - ・ 宿泊施設の耐震化【5-4②】

5) 国土保全・交通・物流

- 「堤防や護岸等のインフラが被害を受ける」ことを回避するための推進方針
 - ・海岸保全施設の整備・管理【1-2①】
 - ・堤防等の耐震化の推進【1-2②】
 - ・海岸関連施設の老朽化対策【1-2③】
- 「津波到達までに逃げ切れない」ことを回避するための推進方針
 - ・津波ハザードマップの作成・周知【1-2④】
 - ・津波避難計画の策定【1-2⑤】
- 「河川堤防など構造物の損傷」を回避するための推進方針
 - ・河川改修等の治水対策【1-3①】
 - ・河川・ダム関連施設の老朽化対策【1-3②】
- 「浸水地域に要救助者が取り残される」ことを回避するための推進方針
 - ・避難勧告等の発令基準等の策定（高潮災害）【1-3③】
- 「土石流や崖崩れに巻き込まれる」ことを回避するための推進方針
 - ・土砂災害対策施設の整備【1-4①】
 - ・砂防関連施設の老朽化対策【1-4②】
 - ・土砂災害警戒区域等の指定・公表【1-4③】
 - ・土砂災害ハザードマップの作成・周知【1-4④】
 - ・避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【1-4⑤】
- 「道路が雪で交通不能になる」ことを回避するための推進方針
 - ・道路除雪等による冬期の交通確保【1-5①～③】
- 「住民へ情報伝達ができない」ことを回避するための推進方針
 - ・避難勧告等の発令基準等の策定【1-6】
 - （再掲）1-2（津波避難計画）
 - （再掲）1-3（高潮災害）
 - （再掲）1-4（土砂災害）
- 「備蓄やインフラ設備の事前対策が進まず、災害時に食料・飲料水等が枯渇する」ことを回避するための推進方針
 - ・共同備蓄物資の計画的な整備等【2-1①】
 - ・民間事業者との物資調達協定の締結【2-1②】
- 「救援物資が届かない」ことを回避するための推進方針
 - ・住民・自主防災組織による備蓄の促進【2-1③】
 - ・避難所への備蓄の促進【2-1④】
 - ・物流事業者との物資輸送・保管協定の締結【2-1⑤】
 - ・物資集積拠点の指定【2-1⑥】
 - ・物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアルの策定・運用【2-1⑦】
 - ・国や他都道府県等との連携【2-1⑧】

- 「孤立地区の被害状況を把握できない」ことを回避するための推進方針
 - ・通信手段の確保【2-2①】
- 「孤立状態が解消できない」ことを回避するための推進方針
 - ・孤立予防対策【2-2】
 - (再掲) 1-3 (河川改修等の治水対策)
 - (再掲) 1-4 (土砂災害対策等施設の整備)
 - ・道路施設の老朽化対策【2-2②】
 - ・道路施設の防災対策【2-2③】
 - ・自家発電機など電力の確保【2-2④】
 - ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】
- 「災害時における緊急輸送道路ネットワーク等の寸断」を回避するための推進方針
 - ・幹線道路等の整備【4-1①】
 - (再掲) 2-2 道路施設の老朽化対策
 - (再掲) 2-2 道路施設の防災対策
- 「港湾施設機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・港湾施設の耐震化【4-1②】
- 「鉄道施設機能の停止」を回避するための推進方針
 - ・鉄道施設・設備の強化【4-1③】
- 「防災施設の損壊等」を回避するための推進方針
 - (再掲) 1-2 (海岸関連施設)
 - (再掲) 1-3 (河川・ダム関連施設)
 - (再掲) 1-4 (砂防関連施設)
- 「農地森林等の荒廃による防災機能の低下」を回避するための推進方針
 - ・治山対策の推進【6-2④】
- 「災害時に建設事業者の協力が得られない」ことを回避するための推進方針
 - ・災害対応に不可欠な建設業との連携【7-1①】
 - ・建設産業の担い手の育成・確保【7-1②】

6) 農林水産・環境

- 「農業施設、漁業施設等の倒壊等」を回避するための推進方針
 - ・農林水産業生産基盤の耐震化【5-3①】
 - ・漁港施設の老朽化対策【5-3②】
- 「ため池の決壊等」を回避するための推進方針
 - ・ため池ハザードマップの整備【6-1①】
 - ・農業用ため池の整備【6-1②】

- 「農地・森林等の荒廃による防災機能の低下」することを回避するための推進方針
 - ・ 農業・農村の多面的機能の確保【6-2①】
 - ・ 農地・農業水利施設の保全管理【6-2②】
 - ・ 森林整備の推進【6-2③】
- 「油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害」することを回避するための推進方針
 - ・ 有害・危険物質対応訓練【6-3①】
 - ・ 国内外への情報発信【6-3②】
- 「し尿処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ し尿処理施設の耐震化【4-4④】
- 「廃棄物処理が滞る」ことを回避するための推進方針
 - ・ 災害廃棄物の処理対策【4-4⑤】

(2) 横断的分野

「個別施策分野」ごとに整理した各施策のうち、国の基本計画を参考に、本県の横断的分野「地域づくり・リスクコミュニケーション」、「老朽化対策」の該当する施策を再掲します。

1) 地域づくり・リスクコミュニケーション

ハザードマップ・避難勧告等の発令基準の策定

(津波)

- ・ 津波ハザードマップの作成・周知【1-2④】
- ・ 津波避難計画の策定【1-2⑤】

(水害・高潮災害)

- ・ 避難勧告等の発令基準等の策定（高潮災害）【1-3③】

(土砂災害)

- ・ 土砂災害警戒区域等の指定・公表【1-4③】
- ・ 土砂災害ハザードマップの作成・周知【1-4④】
- ・ 避難勧告等の発令基準等の策定（土砂災害）【1-4⑤】

自助・共助（自主防災組織、防災訓練、備蓄等）

- ・ 自主防災活動の充実・強化【1-7①】
- ・ 自主防災アドバイザーの派遣【1-7②】
- ・ 学校における防災教育の充実【1-7③】
- ・ 住民・自主防災組織による備蓄の促進【2-1③】
- ・ 避難所等への備蓄の促進【2-1④】

消防団

- ・消防団への加入促進【2-3②】
- ・消防団員の技術力の向上【2-3③】

コミュニティ

- ・通信手段の確保【2-2①】 ※孤立地区対策
- ・自家発電機など電力の確保【2-2④】 ※孤立地区対策
- ・緊急物資の備蓄【2-2⑤】 ※孤立地区対策
- ・市民一人ひとりの災害対応力・自助力及び共助力の向上【7-2①】

2) 老朽化対策

各施設の老朽化対策

- ・海岸関連施設【1-2③】
- ・河川・ダム関連施設【1-3②】
- ・砂防関連施設【1-4②】
- ・道路施設【2-2②】
- ・ガス施設【4-2③】
- ・水道施設【4-3①】
- ・下水道施設【4-4②】
- ・漁港施設【5-3②】
- ・農業用ため池【6-1②】
- ・農地農業水利施設【6-2②】

第4章 計画の推進・進捗管理

1 施策の重点化

限られた資源の中で、本市の国土強靱化を効果的に展開するためには、地域特性を踏まえた影響の大きさや緊急度等を考慮して、施策の重点化を図ることが必要です。本市では、国の基本計画等を参考に、次のとおり「施策重点化の視点」を定めました。

【施策重点化の視点】

① 影響の大きさ	当該施策を講じない場合、災害時に、どの程度重大な影響を及ぼすか
② 緊急度	想定するリスクに照らし、どの程度の緊急性があるか

2 重点施策の選定【STEP5】

第2章「脆弱性評価結果のポイント」及び上記「施策重点化の視点」を踏まえ、第3章でとりまとめた「推進方針」から、「起きてはならない最悪の事態ごと」に重点施策を選定しました。

本計画に掲げる各施策は、個別の整備計画等により実施され、進捗状況等の管理が図られますが、本計画においても、重点施策を中心に「取組内容」と「重要業績指標」の両面から進捗管理を行っていきます。

目標1. 大規模自然災害が発生したときでも、人命の保護が最大限図られる

(1) 大地震による建物等の倒壊や火災による死傷者の発生等を回避するため、住宅や公共特定建築物等の耐震化を促進します。

- ① 本市における住宅の耐震化率は57.7%（H27時点）と、秋田県全体の70.8%と比較して耐震化が遅れている状況であり、普及啓発や耐震診断・耐震改修に対する支援を継続して実施するほか、火災からの逃げ遅れによる死者等の増加や大規模な延焼をふせぐため、消防と連携し、住宅用火災警報器や消火器の設置促進の普及啓発に取り組みます。

【施策分野インフラ・住環境】

- ② 公共特定建築物、学校施設について、耐震化は実施しているが、利用者の安全確保はもちろん、災害時の避難所としての利用を想定し、今後も適切な維持修繕に努めます。

【施策分野インフラ・住環境】

《指標》住宅の耐震化率 H27時点 57.7% ⇒ H33目標 65%
《指標》公共特定建築物の耐震化率 H27時点 100% ⇒ 維持
《指標》学校施設の耐震化率 H27時点 100% ⇒ 維持
《指標》住宅用火災警報器の設置率 H27時点 68% ⇒ H33目標 80%

(2) **大規模津波等による死傷者の発生**を回避するため、県に働きかけ、堤防等の耐震化や河川・海岸・砂防関連施設の老朽化対策等を推進します。また、市では、津波避難計画の策定をします。

① 津波遡上の可能性がある河川について、堤防の嵩上げや耐震化等の対策を促進します。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

② 河川・海岸・砂防施設について、長寿命化計画による老朽化対策を促進します。

また、市で所管する海岸施設等については、優先順位を決めて老朽化対策に取り組みます。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

③ 平時の津波防災教育・啓発や避難訓練、津波警報等の発令時の避難対象地域、緊急避難場所、避難経路、避難指示等を発令するための情報収集・伝達方法等を定めた「津波避難計画」の策定をし、避難行動を速やかにとれるよう周知徹底を図ります。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》海岸保全施設等の老朽化対策の促進

《指標》津波避難計画策定

(3) **集中豪雨等による長期的な市街地等の浸水**を回避するため、河川改修等の治水対策に加え必要な排水路等の整備を行うとともに、避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）については、必要に応じて見直しをします。

① 河川・ダム関連施設について今後策定する長寿命化計画に基づき、緊急度の高い施設から優先的に整備を進め、排水路等についても、過去に浸水のあった箇所の優先整備等により、より一層対策を推進します。【施策分野 国土保全・交通・物流】

② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準等を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル（高潮災害）」について、今後、国の指針等の改訂などがあった場合、見直しをするとともに、災害発生の前段階における早めの対応による被害の最小化を図るため、台風等を踏まえたタイムライン策定の検討をします。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》市管理河川整備率 H27 時点の改修計画において 100% ⇒ 維持

《指標》河川・ダム関連施設の長寿命化計画の策定

《指標》避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（高潮災害）の策定 H27 時点策定済み ⇒ 必要に応じて見直し

(4) **大規模な土砂災害等による死傷者の発生**の回避や家屋の保護ため、県に働きかけ土砂災害対策施設の整備や土砂災害警戒区域の指定・公表の促進のほか、市では土砂災害ハザードマップの作成・周知を継続的に取り組むとともに、避難勧告等の判断基準・伝達マニュアル（土砂災害）については、必要に応じて見直しをします。

- ① 土砂災害対策施設の整備や土砂災害防止法に基づく土砂災害危険箇所における土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域の指定を促進し、県が行う調査にあわせて、土砂災害ハザードマップの作成周知を行います。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告、避難指示（緊急）の発令基準を含む「避難勧告等の判断・伝達マニュアル」（土砂災害）について今後、国の指針等の改訂などがあった場合、見直しを行います。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》土砂災害対策施設の整備の促進

《指標》土砂災害警戒危険区域指定率 H27 時点 61% ⇒H33 目標 100%

《指標》土砂災害ハザードマップの作成 基礎調査完了箇所は作成済み

《指標》避難勧告等の判断・伝達マニュアル（土砂災害）の策定 H27 時点策定済み ⇒ 必要に応じて見直し

(5) **暴風雪及び豪雪による死傷者の発生**を回避するため、計画的な道路除雪等により冬期の交通確保を図るほか、雪下ろし事故防止に向けた安全対策の普及啓発を図ります。

- ① 各道路管理者が相互に連携のうえ除雪計画を策定するなど、冬期の円滑な交通確保を図ります。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 屋根の雪下ろしなど除排雪作業中の安全対策の徹底について、普及啓発を図ります。
【施策分野インフラ・住環境】

《指標》除雪実施計画の見直し

(6) **情報伝達の不備等による避難行動の遅れに伴う死傷者の発生**を回避するため、県、市、防災関係機関において、「秋田県総合防災情報システム」「Jアラート」などによる迅速・確実な情報伝達体制や情報共有体制の強化を図るほか、防災行政無線や登録制メールの情報伝達手段に加え、SNS等による効果的な情報伝達手段の構築等を自主防災組織と連携し推進します。

- ① 県総合防災課（県災害対策本部）と防災関係機関との情報通信手段として整備した「秋田県総合防災情報システム」（平成 27 年 4 月運用開始）の確実な運用のため、定期的な配信訓練等を実施します。【施策分野①行政機能等】

- ② 県をはじめとする関係機関との複数の情報伝達手段の確保と併わせて「多様な災害情報伝達手段の整備に関する手引き」に基づき、災害種別、発令地域、天候状況、時間帯等を考慮した住民向けの情報伝達手段の整備について、検討します。

【施策分野 行政機能等】

《指標》 秋田県総合防災情報システム等の操作訓練の定期実施

《指標》 複数の情報伝達手段の整備 H27 時点整備済み（防災行政無線、登録制メール）⇒維持

- (7) 防災意識の低さによる避難行動の遅れに伴う死傷者の発生を回避するため、自主防災組織活動の充実強化や学校における防災教育の充実を図ります。

- ① 地域住民の自助・共助による自発的な防災活動の促進を図るため、自主防災組織の結成や活動の強化を働きかけていきます。【施策分野 行政機能等】
- ② 児童生徒が災害発生時に自ら生命・身体を守行動ができるよう、また防災意識や自助の重要性を認識できるよう、学校における防災教育を推進します。【施策分野 行政機能等】

《指標》 自主防災組織率 H27 時点 100% ⇒ 維持

《指標》 防災訓練等を実施する学校の割合 H27 単年度実績 100% ⇒ 維持
(公立の小・中学校)

目標 2. 大規模自然災害発生直後から救助・救急、医療活動等が迅速に行われる

- (1) 被災地での食料・飲料水等、生命に関わる物資供給の長期停止を防ぐため、県と連携し、共同備蓄物資の計画的な更新をする必要があるほか、民間事業者等との物資調達協定の締結や災害時の物資集積拠点の指定など、大規模災害時の物資調達に必要な取組を推進します。

また、平成28年4月に発生した熊本地震等における災害物流の検証等を受けて、国からの物資の受け入れ手法などについてのマニュアルの策定を行います。

- ① 県と市の「共同備蓄物資」について備蓄目標量は達成しており、今後は、賞味期限のある食料・飲料水等の計画的な更新を推進します。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 災害時に不足する生活必需品等の確保のため、民間事業者から物資を調達できる協定の締結を進めます。【施策分野⑤国土保全・交通・物流】
- ③ 大規模災害時に救援物資の受入れ・仕分け・保管・出庫等を行う「物資集積拠点」の指定を検討します。【施策分野 国土保全・交通・物流】

- ④ 「物資の輸送・保管・仕分け等に関するマニュアル」を策定し、物資輸送訓練の実施をします。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》共同備蓄物資の目標達成市町村数 H27 時点達成済み ⇒ 維持
《指標》市内の公共施設を物資集積拠点として指定
《指標》「大規模災害時における救援物資の調達・輸送・供給マニュアル」の策定

- (2) **多数かつ長期にわたる孤立集落等の発生**を回避するため、孤立するおそれのある地区の備蓄物資・電力・通信手段の確保などの予防対策を推進します。

- ① 道路バイパスの整備や土砂災害危険箇所における危険防止対策等の整備を促進するほか、市では幹線道路の橋梁等の計画的な維持修繕に努めます。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 孤立するおそれのある地区への物資の備蓄、自家発電機器、通信手段の確保等の予防対策を働きかけます。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》幹線道路上の橋梁等の計画的な維持修繕

- (3) **消防等の被災等による救助・救急活動の停滞**を回避するため、消防施設の耐震化や非常用電源の確保等の対策を促進します。

また、減少傾向にある消防団員の確保のため、消防団への加入促進に向けた取組を推進します。

- ① 消防本部・消防署の耐震化、非常用発電機の設置等により、災害時の消防機能の維持が可能となる対策を促進し、必要に応じて防火水槽・消火栓の新設について検討します。
【施策分野 行政機能等】
- ② 社会情勢の変化等により減少傾向にある消防団員の確保のため広報活動を行うほか、消防団協力事業所の認定促進等を市内事業所等に働きかけます。【施策分野 行政機能等】

《指標》消防団員数の条例定数充足率 H27 時点 90.1% ⇒ H33 目標 95%程度
《指標》消防団協力事業所数 28 事業所 H27 時点（累計）
⇒ H33 目標（累計）30 事業所

(4) **多数の帰宅困難者や観光客の避難等の発生に伴う避難所等の不足**を回避するため、指定緊急避難場所、指定避難所施設の名称・位置等について、周知を図るほか、観光客向けには、避難所等を記載したパンフレット等の配布について観光協会との連携により、推進します。

- ① 改正災害対策基本法に基づく「指定緊急避難場所」「指定避難所施設」については、指定済みであり、施設名称・位置等について周知を図るとともに、市職員・施設管理者・自主防災組織との連携により、避難所の開設・運営ができるよう避難所運営マニュアルによる協力体制の構築を推進します。【施策分野 行政機能等】
- ② 一般の避難所では生活が困難な高齢者や障がい者等の要配慮者に対応するための福祉避難所については、指定をしているが、開設・運営が迅速にできるよう福祉避難所運営マニュアルの策定をします。【施策分野 行政機能等】
- ③ 指定避難所施設として有効に活用するため、学校施設等における避難所機能強化を推進するとともに。要配慮者に対する事前の部屋割りも検討します。【施策分野 行政機能等】
- ④ 大規模災害時において指定された避難所以外に滞在を余儀なくされる被災者の把握等について、消防団や自主防災組織と連携をし、取組みます。【施策分野 行政機能等】

《指標》 指定緊急避難場所・指定避難所施設の指定

《指標》 福祉避難所運営マニュアルの策定

(5) **医療施設及び関係者の不足・被災等による医療機能の麻痺**を回避するため、被災地における円滑な医療救護活動のための体制の構築等を推進します。

- ① 災害拠点病院や調剤薬局等における医薬品等の常用備蓄のほか、今後も、災害時の緊急医薬品・医療機器の流通備蓄を行う。【施策分野 保健医療・福祉】
- ② 災害医療対策本部への災害医療コーディネーターの配置等、災害時の迅速な救命医療や避難所等における診療活動に関する調整業務を迅速に行う。【施策分野 保健医療・福祉】

《指標》 みなと市民病院のBCP（業務継続計画）の策定

(6) **被災地における疫病・感染症等の大規模発生**を回避するため、保健所等と連携し、避難所における感染症のまん延防止対策等を推進します。

- ① 避難所における感染症の発生・まん延を防止するため、保健所等と連携し、衛生・防疫体制の強化のための研修会等を実施します。【施策分野③保健医療・福祉】
- ② 平時からの感染症の予防対策として、予防接種を実施する。また平時からの予防接種に努めるよう市民に周知する。【施策分野 保健医療・福祉】

《指標》麻しん・風しん混合ワクチン接種率 H27 時点 94.2% ⇒ H33 目標 100%
《指標》BCGワクチン接種率 H27 時点 99.2% ⇒ H33 目標 100%
《指標》感染症まん延防止対策等に関する研修会の実施

目標 3. 大規模自然災害発生直後から必要不可欠な行政機能は確保する

(1) **行政施設及び職員の被災による行政機能の大幅な低下**を回避するため、市は「大規模災害時における男鹿市業務継続計画」を策定し、課室等ごとの非常時に優先すべき応急業務及び通常業務を明らかにしているが、職員の参集や安否確認、執務環境の確保等について組織体制の変更等を踏まえ、適宜見直しを図っていくとともに臨機の適切な対応を可能とするため、研修等も行っています。また、市有施設等の適切な維持管理を図るため、総合管理計画の策定をします。

- ① 行政機関の機能不全は、事後の全てのフェーズの回復速度に影響することから、レジリエンスの観点からも極めて重要であり、市有施設の適切な維持に努めます。【施策分野 行政機能等】
- ② 停電対応訓練の実施をふくめ、非常時優先業務を継続するための手順確認と、その習熟を図ります。【施策分野 行政機能等】

《指標》 公共施設等総合管理計画の策定

目標 4. 大規模自然災害発生後であっても、生活・経済活動に必要なライフライン等を確保するとともに、これらの早期復旧を図る

(1) **国道 101 号、県道男鹿半島線をはじめとする幹線道路等の地域交通ネットワークが分断する事態**を回避するため、道路、港湾、鉄道等の各施設について、計画的な整備および老朽化対策を促進します。

- ① 災害時における円滑な救急活動や救援物資の輸送のため、幹線道路の計画的な整備を促進します。【施策分野 国土保全・交通・物流】
- ② 港湾・鉄道など、災害時の防災拠点として重要な役割が想定される各施設について、防災対策のほか、計画的な老朽化対策を促進します。【施策分野 国土保全・交通・物流】

《指標》 国道 101 号の整備促進 浜間口バイパス整備

《指標》 船川港耐震強化岸壁の整備促進

- (2) **電気、石油、ガスの供給機能の停止**を回避するため、ライフライン事業者による関連施設の耐震化等の予防対策を要請するほか、災害時における石油類燃料の確保について、業界団体等との協力体制の強化に向けた取組を推進します。
- ① 石油類燃料の確保にあたっては、業界団体との協定に基づき、災害時を想定した燃料提供要請訓練の実施等により、協力体制の強化を図ります。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- ② ガス施設については老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、耐震化を推進します。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》ガス導管（幹線）の耐震化 H27 時点 53% ⇒ H33 目標 62%
 《指標》ガス施設BCP（業務継続計画）の策定 H28 策定済み

- (3) **上水道等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、施設の老朽化対策と併せ、計画的な耐震化を推進します。
- ① 地域防災拠点に対する供給ルートや幹線について施設の老朽化対策と併せ、補助制度等を活用し、耐震化を推進します。【施策分野 インフラ住環境等】

《指標》上水道（幹線）の耐震化率 H27 時点 2.6% ⇒ H33 目標 4.2%
 《指標》上水道施設BCP（業務継続計画）H28 策定済み

- (4) **汚水処理施設等、廃棄物処理施設等の長期間にわたる機能停止**を回避するため、下水道施設、し尿処理施設等の計画的な耐震化・老朽化対策・津波等を考慮した耐水対策、合併浄化槽への転換促進等を推進するほか災害廃棄物対応への体制について構築を図ります。
- ① 下水道施設等については、地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化は実施しているが、津波等を考慮した耐水性を検討するとともに、長寿命化計画を策定し、幹線管渠の耐震化について推進します。【施策分野 インフラ住環境等】
- ② 発災後、住宅からの生活排水を速やかに排除するため、下水道整備とあわせ、合併浄化槽の設置を促進します。【施策分野 インフラ住環境等】
- ③ し尿処理施設の耐震化や津波等を考慮した耐水性の検討、非常用電源の設置や燃料の備蓄、薬品・希釈水確保などの対策など、災害時に自立稼働する体制の構築を促進します。【施策分野 農林水産・環境】
- ④ 他市町村との支援調整や仮置き場の確保等、発生する災害廃棄物対応への体制や運用方針を定めるため、マニュアル等の策定をします。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》 地震対策上重要な処理場・ポンプ場施設の耐震化率（下水道・農業集落排水・漁業集落排水） H27 時点 100% ⇒ 維持

《指標》 下水道等施設の長寿命化計画の策定

《指標》 下水道等施設 B C P（業務継続計画） H28 策定済み

《指標》 廃棄物処理関係マニュアル等の策定

- (5) **信号機の全面停止等による重大交通事故の多発**を回避するため、信号機電源付加装置の整備を促進します。【施策分野 行政機能等】

《指標》 自動起動型信号機電源付加装置の整備促進

《指標》 電池式信号機電源付加装置の整備促進

- (6) **電話・携帯電話など情報通信機能の麻痺・長期停止**を回避するため、民間事業者による関連施設・設備等の耐震化や主要な伝送路の多ルート化等の予防対策を要請し、市では指定避難所（福祉避難所含む）に特設公衆電話の設置を行います。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》 指定避難所（福祉避難所含む）への特設公衆電話の設置 H28 設置済み

目標 5. 大規模自然災害発生後であっても、経済活動を機能不全に陥らせない

- (1) **サプライチェーンの寸断による経済活動の停滞**を回避するため、企業 B C P の策定を促進します。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

① B C P（業務継続計画）策定の専門的ノウハウを有する保険会社等の民間企業との連携を図り、計画の必要性について普及啓発するなど計画策定を支援します。

- (2) **石油コンビナート・大規模商業施設の損壊、火災、爆発等**を回避するため、災害の未然防止と拡大防止を目的とした「秋田県石油コンビナート等防災計画」を修正、石油コンビナート関連の訓練、大規模商業施設での防災訓練の実施により災害時の対応の強化について推進します。

① 「秋田県石油コンビナート等防災計画」の修正に伴い、地域防災計画を修正するほか、関係機関・自主防災組織による合同訓練の実施により、コンビナート周辺地区の耐災害性を強化します。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

② 商業施設ごとの防災訓練を実施し、災害時の初動対応、緊急点検、消火放水、避難等の必要な措置の習熟を図るよう働きかけます。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》 石油コンビナート関係機関・自主防災組織による合同訓練

(3) **農業、漁業の停滞**を回避するため、基幹施設の耐震化を促進します。

- ① 農業協同組合、漁業協同組合と連携を図り、集荷施設、荷捌所等、基幹施設の耐震化や食品産業従事者、関連産業事業者との連携、協力体制の拡大とともに生産流通過程に係るBCP策定を促進します。【施策分野 農林水産・環境】
- ② 市管理漁港において、機能保全計画を策定し、施設の適正な維持管理を図ります。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》 男鹿市地区水産物供給基盤機能保全計画の策定

(4) **商工、観光等の産業の停滞**を回避するため、被災後の早期復旧や経営の再開に向けた取り組みの推進と宿泊施設等の耐震化を促進します。

- ① 商工会、観光協会等関係団体と連携を図り、事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた対策としての講習会等を実施します。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】
- ② 宿泊施設の耐震化の促進や外国人への対応を含む災害情報の伝達体制の強化など、災害時における観光客の安全確保に向けた取組を推進します。【施策分野 産業・エネルギー・情報通信】

《指標》 事業者等における被災後の事業の早期復旧と経営の再開に向けた講習会等の実施

《指標》 宿泊施設の耐震化の促進

目標6. 制御不能な二次災害を発生させない

(1) **ため池、ダム、防災施設等の損傷・機能不全による二次災害の発生**を回避するため、防災重点ため池のハザードマップの作成や各施設の老朽化対策を促進します。

- ① 防災重点ため池について県と連携を取りながら、ハザードマップ周知をするとともに、老朽化等により漏水・クラック・断面変形などが認められるため池について、補修・補強等を促進します。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》 農業用ため池ハザードマップの作成 H20～H29 作成予定

《指標》 老朽ため池の補修・補強工事の実施の促進

(2) **農地・森林等の荒廃による被害の拡大**を回避するため、農地・農業水利施設の保全管理や森林整備、治山対策を推進します。

① 基幹的農業水利施設について、機能診断のうえ、施設の長寿命化対策を推進します。

【施策分野 農林水産・環境】

② 土砂災害や洪水、雪崩等の防止・緩和効果のある森林育成のため、森林組合等と連携をし、間伐等の実施を推進するとともに自然と共生した多様で健全な森林づくりを推進します。【施策分野 農林水産・環境】

③ 荒廃森林や荒廃危険地における治山ダム等の整備促進とともに、山地災害危険地区の周知を進めます。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》農地・農業用水利施設等 機能保全計画策定数 H27 時点 1 施設
滝川ダム

《指標》人工林間伐の実施 H27 単年度実績 面積 91ha
⇒ 森林経営計画を策定して実施

《指標》治山施設の整備促進

(3) **油・有害物質等の流出事故による環境汚染・風評被害**を回避するため、関係機関と連携した訓練を実施するとともに、事故対応マニュアルの策定をします。

① 河川・海岸・港湾区域において、油・有害物質等の流出事故が発生した場合に、防除・回収作業を的確に実施するため、国・県の関係機関と連携し、訓練を行うとともに、対応マニュアルを策定します。【施策分野 農林水産・環境】

《指標》「自治体環境部局における化学物質に係る事故対応マニュアルの策定の手引き」に基づく事故対応マニュアルの策定

目標7. 大規模自然災害発生後であっても、地域社会・経済が迅速に再建・回復できる条件を整備する

(1) **復旧・復興を担う人材・機材の不足により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、災害発生時の復旧・復興やインフラの老朽化対策等の担い手となる建設産業従事者の育成・確保を図ります。

① 災害時における応急対策業務など応援活動に関する協定を締結している男鹿市建設業協会との連携を強化するほか、建設産業従事者の育成・確保に向けた取組を推進します。

【施策分野 国土保全・交通・物流】

② ボランティアの受け入れ体制等を円滑に行うため「災害受援計画」を策定しており、男鹿市社会福祉協議会と連携した訓練等の実施により、受入体制等の充実を図ります。【施策分野 行政機能等】

《指標》男鹿市災害受援計画に基づく訓練等

(2) **地域コミュニティの崩壊等により復旧・復興が大幅に遅れる事態**を回避するため、平時から「自助」、「共助」の取り組みについて地域で推進するよう自主防災組織に働きかけます。

① 行政による「公助」では一定の限界がある為、自分の身は自分で守る「自助」や住民同士が助け合う「共助」といった地域での取組みを推進するよう講習会等により自主防災組織に働きかけます。【施策分野 行政機能等】

② 地域の防災力を高めるため、地域防災リーダーである防災士の資格取得を自主防災組織に働きかけます。【施策分野 行政機能等】

3 推進体制と不断の見直し

計画の推進にあたっては、起きてはならない最悪の事態ごとの推進方針で設定した指標等を踏まえ、進捗状況を把握しながら、国・県の関係機関、民間事業者・団体等と連携して本計画を着実に推進するものとします。

また、関係団体や有識者からなる「男鹿市国土強靱化地域計画検討委員会」からも意見を聴取しながら、必要に応じて施策や指標等の見直し等も適宜行うこととします。

本計画の推進期間は、本市の将来像を見据えつつ平成29年度から平成33年度までの5箇年とし、各施策の進捗状況や目標の達成状況の検証を行うなど、PDCAサイクルを繰り返す（次の①→②→③→④→⑤→①…）ことにより、本計画を推進します。

- ① 強靱化が目指すべき目標を明確にした上で、主たるリスクを特定・分析
- ② リスクシナリオと影響を分析・評価した上で、目標に照らして脆弱性を特定
- ③ 脆弱性を分析・評価し、脆弱性を克服するための課題とリスクに対する対応方策を検討
- ④ 課題解決のために必要な施策の見直しを行うとともに、対応方策について、重点化し計画的に実施
- ⑤ その結果を適正に評価し、全体の取組を見直し・改善

本市の国土強靱化に関わる各種計画等においては、本計画を指針とし、適時所要の検討を加えるものとします。

